

霧島市条例第30号
平成28年9月23日

霧島市公民館運営審議会に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 前田 終止

霧島市公民館運営審議会に関する条例の一部を改正する条例

霧島市公民館運営審議会に関する条例（平成17年霧島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「各公民館ごとに10人以内」を「15人以内」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。